

医療法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。</p>	<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。</p>